

毛呂山町オープンガーデン実施要領

(趣旨)

第1条 毛呂山町コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）は、花を愛し、緑を愛し、明るく住みよい町づくりのために、身近なところで、個人及び団体等が管理する庭園等を無料で一般に公開することにより、住民の新たな取り組みと美しいまちづくりの促進及びコミュニティの醸成を図るものとする。

(登録の申請)

第2条 登録しようとする個人又は団体等は、毛呂山町オープンガーデン登録申請書(様式第1号)により登録申請するものとする。

(登録者の周知)

第3条 協議会は、登録申請した個人又は団体等（以下「登録者」という。）に、毛呂山町オープンガーデン登録通知書（様式第2号）により通知するとともに、毛呂山町オープンガーデン登録台帳（様式第3号）を整備し、広報等により広く町民に周知する。

2 協議会は、登録者に対して登録されている旨の看板等を配布する。

3 登録者は、配布された看板等を掲げ表示する。

(販売行為等の禁止)

第4条 登録者は、見学者等に対して営利を目的とした物品の販売、その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、会長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(登録の取り消し)

第5条 登録者は、登録を取り消したいときは、毛呂山町オープンガーデン登録取り消し申請書（様式第4号）により申請し、看板等は返却するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年5月15日から施行する。

この要領は、平成20年6月 2日から施行する。